

## 鳥取県人事委員会告示第2号

平成21年民間企業における夏季一時金に関する調査を行うので、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 1 調査の目的

この調査は、厳しい県内の経済情勢にかんがみ、的確に民間の一時金の支給状況を把握し、適正な人事行政の推進に必要な資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象の範囲

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内事業所

### 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### (1) 報告を求める事項

ア 本年夏季一時金の支給の決定状況

イ 本年夏季一時金の支給額及び支給月数並びに従業員平均賃金

ウ 前年夏季一時金の支給額及び支給月数並びに従業員平均賃金

エ 本年の一時金の支給の決定状況

オ 本年の一時金の年間支給額及び支給月数並びに従業員平均賃金

カ 前年の一時金の年間支給額及び支給月数並びに従業員平均賃金

#### (2) その基準となる期日又は期間

6に同じ。

### 4 報告を求める者

鳥取県人事委員会

### 5 報告を求めるために用いる方法

本年、職種別民間給与実態調査の実施を予定している事業所に対して調査票を郵送し、鳥取県人事委員会事務局の職員により聴き取る方法又は調査票を鳥取県人事委員会に返送する方法で行う。

### 6 報告を求める期間

平成21年4月22日から同年5月1日まで

### 7 調査票情報の保存期間

5年間

### 8 結果の公表方法

鳥取県人事委員会のホームページで公表する。